

保存版

おらほの町の憲法

まちづくり基本条例の手引き



西 会 津 町



目次

西会津町まちづくり基本条例のあらまし	1
まちづくり基本条例ってなに?	1
協働によるまちづくりを目指して	2
5つの基本原則	3
例えば、総合計画をつくるときは	4
西会津町まちづくり基本条例（解説付き）	6
はじめに	6
第 1 章 条例全体について（第 1 条―第 3 条）	7
第 2 章 基本原則（第 4 条―第 8 条）	8
第 3 章 町民（第 9 条・第 10 条）	9
第 4 章 議会（第 11 条・第 12 条）	10
第 5 章 行政（第 13 条―第 15 条）	11
第 6 章 まちづくりの目指すもの（第 16 条―第 18 条）	12
第 7 章 行政運営（第 19 条―第 21 条）	13
第 8 章 町民参加のしくみ（第 22 条―第 26 条）	14
第 9 章 情報共有のしくみ（第 27 条・第 28 条）	15
第 10 章 連携（第 29 条―第 31 条）	16
第 11 章 この条例の見直し（第 32 条）	17
附 則	17

西会津町まちづくり基本条例のあらまし

まちづくり基本条例ってなに？



「まちづくり基本条例」は、町民みんなでまちづくりをするための一番基本になるルールです。

まちづくりを進めるときの考え方としくみが書かれています。

まちづくりに関わる町民、議会、行政が、まちづくりを進めるときに守らなければいけない決まりごとです。

協働によるまちづくりを目指して

わたしたち町民は、西会津町という地域でいっしょに暮らし、心豊かに健康で快適に生活することができる地域社会をつくるために、まちづくり（＝自治）を行っています。いままでは、西会津町のまちづくりは役場がやるものというイメージを持っている人も多かったかもしれません。実際に社会のしくみも、国の決めたやり方に沿って進められる中央集権型になっていて、本当は主役であるはずの町民がまちづくりに関わる機会があまりありませんでした。しかし、少子高齢化や過疎化、環境問題など、地域が抱える課題は、その地域によって様々で、全国一律の中央集権型のまちづくりでは解決は難しくなりました。このことから、それぞれの自治体が、その地域の実情にあったまちづくりを行うために、出来るだけ国の関与を少なくして仕事や税金を地方へ移すという「地方分権改革」が進められ、自分たちの町のことは自分たちが決め、責任をもって運営していくという、本来の自治の姿を取り戻しつつあります。

このように町を取り巻く状況が大きく変わる中、西会津町は平成16年9月に、他の市町村とは合併しない「自立宣言」をしました。そして、これからの新しいまちづくりには、「町の憲法」のようなものが必要との考え方から基本条例づくりがスタートし、条例づくりを担った「西会津町まちづくり委員会」の2年4ヵ月にわたる検討作業を経て「西会津町まちづくり基本条例」が出来上がりました。

これから西会津町は、まちづくり基本条例に基づき、まちづくりの主役である町民と、町民からまちづくりの仕事を託された議会・行政が一体となって「協働によるまちづくり」を進めていきます。





5つの基本原則

まちづくりは次の5つの考え方を基本に進めます。

主役は町民

まちづくりの主役は町民です。この考え方を第一にまちづくりを進めます。

町民参加

まちづくりは町民の参加・参画により進めます。行政は、町民が参加しやすいしくみや制度をつくる必要があります。

情報の共有

町民がまちづくりに参加していくためには、まちづくりについての情報の共有が不可欠です。行政は積極的でわかりやすい情報提供に努める必要があります。

協働

まちづくりに関わる町民・議会・行政は、それぞれの役割を果たしながら協力してまちづくりを進めていきます。

男女共同参画

男女が互いの人権を大切にしながら、いっしょにまちづくりを進めます。特にいままで少なかった女性のまちづくりへの参加を進めていきます。

例えば、総合計画をつくるときは…

まちづくりで一番基本となる計画「総合計画」をつくるときを例に、
まちづくり基本条例による町民参加をイメージしてみます。



町民参加による検討組織の設置

町民の皆さんに参加していただく検討組織をつくって、役場職員といっしょに計画案づくりを行います。

この検討組織のメンバーの一部は公募します。
(第22条)

審議会等委員の公募

計画案を専門的な視点で調査・審議する審議会についても、委員の一部を公募します。

このことにより、広く町民から人材を募ることができます。
(第23条)



総合計画とは…

総合計画は、まちづくりの目標や方向性を掲げ、それを実現するために各分野（例えば、産業振興、生活環境の整備、教育、福祉 など）ごとにどのような取組みを行っていくのかを定めたものといえます。町民、議会、行政が同じ目標を持ってまちづくりに取組むために、これから町民参加でつくる総合計画は重要な意味を持ちます。ちなみに、町のキャッチフレーズのようになっている「すべてにやさしい健康のまち にしあいづ」は、平成7年から現在までの「新西会津町長期総合計画」に掲げられたまちづくりの目標です。

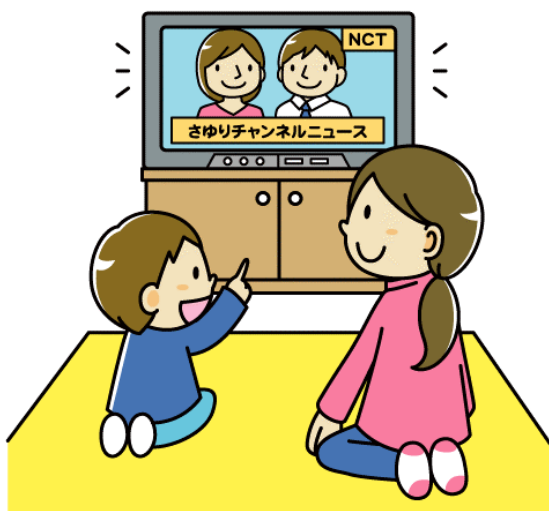


● 町民懇談会の開催

計画案がまとまったら、「町民懇談会」を開催して直接町民の皆さんに計画案を説明し、意見をいただきます。(第24条)

● 意見公募

計画が決定される前に、計画案を公表して町民の皆さんから意見をいただく「意見公募」を実施します。(第25条)



● 情報の共有

総合計画づくりについては、「広報にしあ いづ」や「さゆりチャンネル」などを使って、町民の皆さんと情報を共有していきます。(第27条)

このように、まちづくり基本条例では、いろいろな参加の方法を定め、町民の皆さんが自分に合った参加をすることができるようになっています。

はじめは慣れないためにぎくしゃくしたり、なかなかうまくいかないこともあるかもしれませんが、これらの作業を繰り返すことにより、協働によるまちづくりは着実に育っていくと考えます。

西会津町まちづくり基本条例（解説付き）

西会津町まちづくり基本条例は、「はじめに（前文）」と11章32条の条文でできています。平成19年12月の町議会定例会で議決され、平成20年4月1日スタートします。

はじめに

私たちが暮らす西会津町は、緑豊かで美しい自然に恵まれ、その中で特色ある伝統や文化、厚い人情が育まれてきました。この先人が築き上げ、発展させてきた西会津町をさらに住み良く、魅力ある町として次の世代に引き継ぐことが求められています。

このような中、町を取り巻く環境は大きく変化し、「自らのことは自らが責任をもって判断し実行していく」地方分権の時代を迎えました。私たちは、この時代をしっかりとした足取りをもって歩むため、平成16年9月に「西会津町自立宣言」を行い、町民と議会と行政の三者が一体となった「協働によるまちづくり」を進めることにしました。

私たちは、今こそ一人ひとりが積極的にまちづくりに参加し、ともに助け合い、「すべてにやさしい健康のまち にしあいづ」を目指して、町民の英知を結集し、厳しくても力強く着実に前進していかなければなりません。

そのため、愛する郷土西会津のまちづくりについて、町民が主役となり、町民と議会と行政の三者が、互いに信頼を深め、それぞれが役割と責任を自覚し、「協働によるまちづくり」を進めていく基本的な考え方としくみを明らかにするため、ここに西会津町まちづくり基本条例を制定します。

解説

「はじめに」は、一般に前文と呼ばれるもので、この条例をつくることになった経過や条例を定める目的、まちづくりへの決意などを表現しています。文中の、町民と議会と行政が一体となった「協働によるまちづくり」は、まちづくりを進める上で最も基本となる考え方です。



第1章 条例全体について

(目的)

第1条 この条例は、西会津町を運営していく基本的な考え方としくみを定め、民主的で開かれた協働によるまちづくりを進めることを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例で使われる用語の定義は、次のとおりとします。

- (1) 住民 町内に住所を有する者をいいます。
- (2) 町民 町内に居住する者、町内で働く者、町内で学ぶ者、町内で事業を営むもの及びその他町内で活動するものをいいます。
- (3) 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (4) 町 住民、町議会及び執行機関によって構成される自治体をいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、町の最も基本となる条例であり、町が他の条例等や計画を定めるときは、この条例の規定を最大限に尊重するものとします。

解説

第1章では、この条例を読むときにあらかじめ確認しておかなければいけない条例の「目的」、条例の中で使っている「用語の定義」、「条例の位置付け」を定めています。

「用語の定義」の中では、住所のあるなしに関わらず、町内で暮らす人、学ぶ人、働く人、その他町内の事業所や団体などを、広く「町民」として、この条例の対象としています。

「条例の位置付け」では、「最も基本となる条例」、「他の条例等や計画を定めるときは、この条例の規定を最大限に尊重するものとします。」という文章で「町の憲法」(最高規範)であることを表現しています。



第2章

基本原則

(まちづくりの主役)

第4条 まちづくりの主役は、町民とします。

(町民参加)

第5条 まちづくりは、町民の参加・参画により進めるものとします。

(情報の共有)

第6条 町民、議会及び執行機関は、まちづくりについての情報を共有していくものとします。

2 町は、町が保有する個人情報適切に管理し保護するものとします。

(協働)

第7条 町民、議会及び執行機関は、それぞれの役割を果たし、相互に補完・協力しながら、協働によるまちづくりを進めるものとします。

(男女共同参画)

第8条 町は、男女が互いの人権を尊重し、まちづくりに共同で参画していく社会を目指すものとします。

解説

第2章では、まちづくりを進める上で基本となる5つの原則を定めています。

まちづくりに関わる町民、議会、行政は、まず、「まちづくりの主役は町民」であることを踏まえ、「町民参加」、「情報の共有」、「協働」、「男女共同参画」という基本的な考え方に基づき、まちづくりを進めることになります。そうすることで、町民が中心となった民主的な自治が実現していきます。

なお、この基本原則に基づくまちづくりを実践する方法として、「第8章 町民参加のしくみ」や「第9章 情報共有のしくみ」を定め、実現性を高めています。



第3章 町民

(町民の権利)

第9条 町民は、次に掲げる権利を有するものとします。

- (1) まちづくりに参加する権利
- (2) 議会及び執行機関が持つ情報を知る権利
- (3) 法令等に基づき行政サービスを受ける権利
- (4) 安全に、安心して暮らせる権利

(町民の役割)

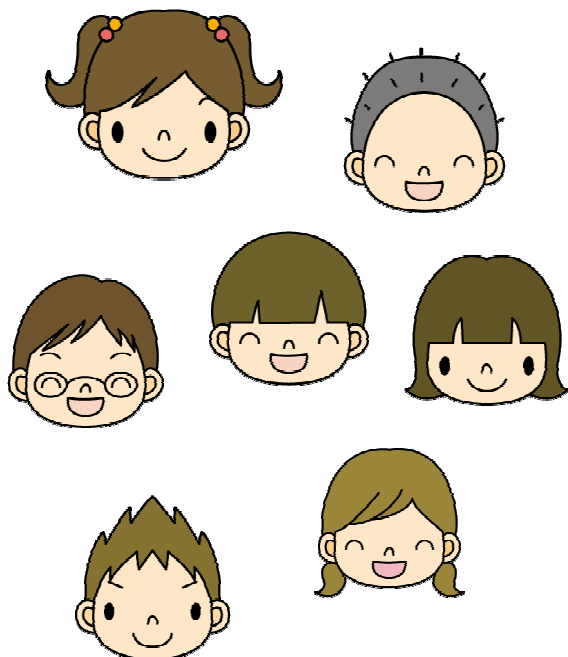
第10条 町民は、まちづくりに関心を持ち、積極的に参加するよう努めるものとします。

- 2 町民は、まちづくりの主役であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。
- 3 町民は、行政サービスに対し、法令等に基づき適正な負担をするものとします。
- 4 町民は、地域での活動について、町民同士協力して進めるものとします。

解説

第3章では、まちづくりの主役である町民が持つ権利と役割について定めています。日本国憲法や地方自治法でも人々が持つ権利や義務が定められていますが、「町の憲法」であるこの条例でも、町民の権利と役割を明らかにしています。

第9条、第10条では、町民は、まちづくりに参加する権利を持つと同時に積極的に参加していくよう努める役割があることを定めています。また、法令等に基づき行政サービスを受ける権利を持つと同時に、サービスに対して税や手数料等の適正な負担をする役割があることも定めています。このように、町民の持つ権利と役割は、表裏一体の関係にあると言えます。



第4章

議 会

（議会の責務）

第 11 条 議会は、町民を代表して重要な意思決定を行う議決機関であるとともに、執行機関が適正に行政運営を行っているかについて調査・監視をする機関とします。

2 議会は、議会の公正な運営と活性化に努めるものとします。

3 議会は、議会で決定されたことや審議されていることをわかりやすく町民に伝えるよう努めるものとします。

（議員の責務）

第 12 条 議員は、町民の代表であることを自覚し、町民の意見集約に努めるものとします。

2 議員は、常に広い視野を持ち、活動に必要な知識の習得と積極的な政策立案に努めるものとします。

解 説

第4章では、協働によるまちづくりの担い手の一つである町議会の責務について、組織としての議会の責務と、構成員である議員個人の責務に分けて定めています。

第11条は、組織としての議会の責務で、議会には町の重要な意思決定をする議決機関という役割と行政運営を調査・監視するという役割があることを明らかにしています。また、議論の場である議会を活性化していくことと、議会活動について町民へ説明する責務があることを定めています。

第12条は、議員個人の責務で、町民の代表であり、意見集約に努めなければならないことと、執行機関だけでなく議員も積極的な政策立案に努める必要があることを定めています。



第5章 行政

(執行機関の責務)

第13条 執行機関は、効率的で効果的な事務事業の執行に努めるものとします。

2 執行機関は、積極的な情報の公開に努めるとともに、政策や財政の内容について町民にわかりやすく説明するものとします。

(町長の責務)

第14条 町長は、この条例を守り、民主的な自治の確立に努めるものとします。

2 町長は、町民との対話を重視し、合意形成を図りながら、総合計画等に基づき、誠実かつ公正な行政の執行に努めるものとします。

3 町長は、職員の能力向上に努めるものとします。

(職員の責務)

第15条 職員は、公共の福祉のため、誠実かつ公正な業務の遂行に努めるものとします。

2 職員は、常に広い視野を持ち、職務に必要な知識及び技術の習得に努めるものとします。

解説

第5章では、行政の組織である「執行機関」と、行政の代表者である「町長」という職に就く人、執行機関を補助する機関である「職員」一人ひとりについて、それぞれの責務を定めています。

第13条では、執行機関は、出来るだけ少ない経費で、大きな効果を上げるよう努める必要があることと、「第6条 情報の共有」の考え方から、まず町民へのわかりやすい情報提供に努めることを定めています。

第14条では、町長は、この条例に基づき、民主的なまちづくりに努めることと、補助となる職員の能力向上に努めることなどを定めています。

第15条では、職員は、町民福祉向上のため、誠実・公正に仕事を行うとともに、仕事に必要な知識や技術を積極的に学び、身につけることに努めることを定めています。



第6章

まちづくりの目指すもの

(こころ豊かな人を育むまちづくり)

第16条 町は、地域に受け継がれる伝統文化を大切にし、未来を担う心豊かな人づくりに努めるものとします。

(豊かで魅力あるまちづくり)

第17条 町は、資源を活かした産業の振興により、地域経済の活性化と魅力あるまちづくりに努めるものとします。

(人と自然にやさしいまちづくり)

第18条 町は、美しい自然環境を守り、町民が生きいきと健康に、安心して暮せるまちづくりに努めるものとします。

解説

第6章では、町はどのようなまちづくりを目指していくのかを定めています。

「第16条 こころ豊かな人を育むまちづくり」では、町にある伝統文化を守りながら、まちづくりの基本である「人づくり」を進めることを定めています。

「第17条 豊かで魅力あるまちづくり」では、町にある自然や文化、人材などさまざまな資源を活用して産業を活性化し、魅力あるまちづくりを進めることを定めています。

「第18条 人と自然にやさしいまちづくり」では、町の美しい自然環境を守りながら、子どもから高齢者まで町民みんなが健康で、快適に暮せるまちづくりを進めていくことを定めています。

この章に定められたまちづくりの方向に沿って、具体的にどのような取り組みをするのかは、第19条に定められている総合計画の中で、さらに詳しく計画されることになります。



第7章

行政運営

(総合計画)

第19条 町は、まちづくりの最も基本となる計画として総合計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めるものとします。

2 総合計画は、まちづくりの指針となる基本構想と、その構想に基づき策定される基本計画により構成し、基本構想は議会の議決を経て定めるものとします。

3 町は、個別の計画を定めるときは、総合計画の考え方に沿って定めるものとします。

(財政)

第20条 町長は、将来を見据え、計画的な財政運営に努めるものとします。

2 町長は、わかりやすい財政状況の公表に努めるものとします。

3 町長は、効率的かつ効果的な予算編成と予算執行に努めるものとします。

(行政評価)

第21条 執行機関は、客観的な行政評価の制度を構築し、その運用に努めるものとします。

2 行政評価の方法については、執行機関がこの条例の趣旨を踏まえて別に定めるものとします。

解説

第7章では、町民にとってより良い行政運営を行っていくために必要なしくみや考え方を定めています。

第19条では、総合計画をまちづくりの最も基本となる計画としています。総合計画に基づき、町民、議会、行政が同じ思いでまちづくりを進めるためには、計画づくりの段階から町民参加や情報共有に努める必要があります。

第20条では、町の財政運営の考え方を定めています。税金や地方交付税などの収入とまちづくりに必要な支出の見込みをしっかりと把握して、計画的な財政運営に努めることを定めています。

第21条では、より良い行政サービスを目指すために必要な行政評価のしくみをつくることを定めています。行政評価とは、ある事業の効果が計画どおり達成されているかを、客観的に判断するもので、限りあるお金や資源で効果的なまちづくりをするために必要な制度です。いままでこのような行政評価の制度はありませんでしたが、これから執行機関は出来るだけ効果的で町民にわかりやすい制度をつくっていく必要があります。

第8章

町民参加のしくみ

(町民参加による検討組織の設置)

第22条 執行機関は、まちづくりへの町民参加を進めるため、次に掲げる事項を検討するときは、その都度町民参加による検討組織を設置するものとします。

(1) 総合計画の策定及び見直し

(2) その他重要な政策等

2 検討組織を設置するときは、委員の一部を町民から公募するものとします。

3 検討組織の具体的な運営方法は、執行機関がこの条例の趣旨を踏まえて、設置の都度定めるものとします。

(審議会等委員の公募)

第23条 執行機関は、附属機関である審議会等の委員を選ぶときは、法令で委員の資格が定められている場合や個人情報に関わる場合など公募が適当でない場合を除き、附属機関ごとに委員の一部を町民から公募するものとします。

(町民懇談会の開催)

第24条 執行機関は、総合計画やその他重要な政策等を定めるときは、広く町民の意見を聞くため、町民懇談会を開催できるものとします。

2 町民懇談会の開催方法については、その都度別に執行機関がこの条例の趣旨を踏まえて定めるものとします。

(意見公募)

第25条 執行機関は、総合計画やその他重要な政策等を定めるときは、決定する前に広く町民に意見を求める意見公募を実施することができるものとします。

2 意見公募の方法については、執行機関がこの条例の趣旨を踏まえて別に定めるものとします。

(住民投票)

第26条 町長は、町の重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施することができるものとします。

2 住民投票は、投票の資格、投票の方法、投票の期日、投票結果の取扱い、その他必要な事項について、その事案ごとに議会の議決を経て、別に条例で定め実施するものとします。

解説

第8章では、「第5条 町民参加」を実現するためのいろいろなしくみを定めています。実際に総合計画づくりなどに参加する検討組織（第22条）や広く町民の意見を聞くための町民懇談会（第24条）、手紙や電子メールなどで意見が出せる意見公募（第25条）など、さまざまな制度を用意することにより、町民一人ひとりが自分にあつたまちづくりへの参加を選択できることになります。

第9章 情報共有のしくみ

(情報共有のしくみ)

第27条 町民、議会及び執行機関は、広報紙、ケーブルテレビ、対話などを通じ、まちづくりの情報を共有していくものとします。

(情報公開のしくみ)

第28条 議会及び執行機関は、情報の適切な管理に努め、簡便で迅速な情報公開制度の構築に努めるものとします。

2 情報公開制度については、別に条例で定めるものとします。

解説

第9章では、「第6条 情報の共有」を実現するためのしくみを定めています。

第27条では、まちづくりの担い手である町民、議会、執行機関は、「広報 にしあいづ」やケーブルテレビ「さゆりチャンネル」のほか、いろいろな会合などを通じてまちづくりの情報を共有していくことを定めています。

第28条では、この条例の考え方を踏まえ、情報公開条例を中心とした、開かれた情報公開制度をつくっていくことを定めています。



第10章 連携

（自治区等との連携）

第29条 町は、最も身近なまちづくりを担う組織である自治区等と密接に連携していくものとします。

（ボランティア等との連携）

第30条 町は、まちづくりの重要な担い手であるボランティア等と密接に連携していくものとします。

2 町は、特定非営利活動法人やその他まちづくりに関する団体等と密接に連携していくものとします。

（他地域との連携）

第31条 町は、他地域の団体や人々との連携及び交流を促進し、その取組みをまちづくりに活かすよう努めるものとします。

解説

この条例では、主に町（自治体）が行うまちづくりを対象としています。が、自治区やボランティア等もある一定の地域やある特定の分野のまちづくりを担っています。このことから、第10章では、町と広くまちづくりを担うさまざまな主体との連携について定めています。

第29条では、自治区や集落と、第30条では、ボランティアやNPOと密接に連携していくことを定めています。協働によるまちづくりでは、自治区やボランティアは、重要な連携先となります。

第31条では、周辺市町村や友好都市、その他の都市など、広く町外の人や団体と連携・交流を進め、それら取組みをまちづくりに活かすことを定めています。



第 11 章

この条例の見直し

(この条例の見直し)

第 32 条 町は、この条例が町政運営に適切に活かされているか、または社会情勢の変化に合っているかを町民の参加により検討し、必要に応じて見直すものとします。

解 説

この条例は、「町の憲法」ということで、まちづくりの考え方やしくみを定めたものであり、それほどひんぱんに見直しするものではありませんが、実際にまちづくりを進める中で、社会情勢が変化したり、運用してみて不都合が生じるなど、見直しが必要となる場合が考えられます。第 32 条では、その際もこの条例の考え方にに基づき、町民参加で見直すことを定めています。

附 則

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行します。
- 2 この条例は、まちづくりの基本となる考え方やしくみを定めるものであることから、誰からも親しまれ、また理解しやすいものとするため、わかりやすい表現にしました。

解 説

附則の 1 項では、一般の条例と同じように施行期日（効力の発生する日）を定めています。この条例は平成 19 年 12 月議会で議決され、同年 12 月 25 日に公布（町民の皆さんにお知らせする行為）されていますが、3 ヶ月ほどの準備期間をおき、施行日は平成 20 年 4 月 1 日としています。

2 項では、この条例が「です・ます調」を採用するなど、わかりやすさと親しみやすさにこだわってつくられていることを説明しています。



[編集・発行]

西会津町役場まちづくり政策室

〒969-4495

福島県耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3261

Tel 0241-45-4536 Fax 0241-45-4199

E-mail seisaku@town.nishiaizu.fukushima.jp

URL <http://www.town.nishiaizu.fukushima.jp/>

(平成20年3月発行)